

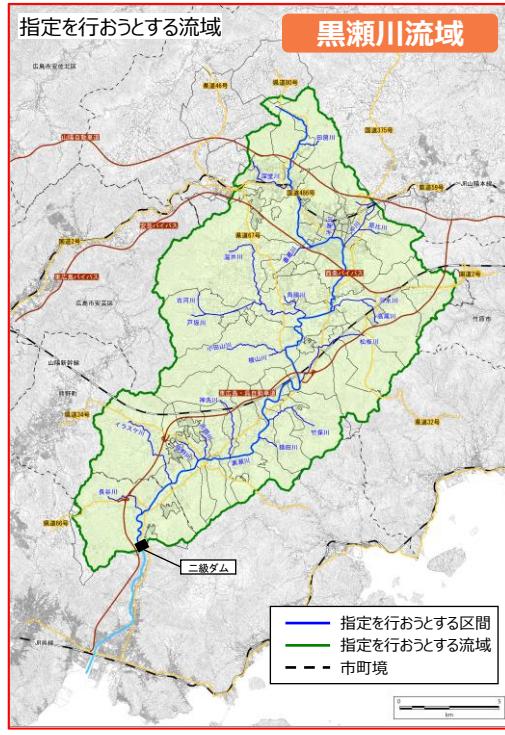
『流域治水』の本格的実践に向けて 黒瀬川等を 特定都市河川に 指定 します。

指定日：令和8年4月1日

広島県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う「流域治水」を強力に推進しています。

黒瀬川流域においては、流域の地形特性や社会特性の特徴・課題に対応するため流域治水の取組を加速する必要があり、その手法として**特定都市河川に指定**することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。

平成30年7月豪雨時の 黒瀬川浸水状況等



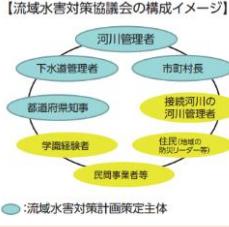
特定都市河川の指定によって みんなでできる5つのこと



みんなが参加できる 仕組み

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して**流域水害対策計画を策定**

流域水害対策計画の下成り実施等に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する**流域水害対策協議会**を設置



雨水流出の増加を抑制
雨水流出のさらなる抑制

一定規模*以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、**対策工事**（雨水貯留浸透施設の設置）**を義務付け**



流域における貯留機能の保全

洪水や雨水を一時に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全



水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫

浸水被害防止区域のアスーン



浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「**浸水被害防止区域**」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進

